明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○大麻取締法施行規則の全部を改正する省令（厚生労働一四〇）　一
○大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（同一四一）　七
○建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業・国土交通二）　一四
〔告　示〕
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第一項の規定に基づく自主回収の認定に関して公示する件　一五
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件（同四）　二〇
○原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公表する件（原子力規制委八）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　四
特殊法人等　公認会計士等の登録及び登録抹消関係　五
地方公共団体　教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　八
会社その他　会社決算公告　九

省　令

○厚生労働省令第百四十号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行に伴い、及び大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）の規定に基づき、大麻取締法施行規則の全部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

大麻取締法施行規則の全部を改正する省令

大麻取締法施行規則（昭和二十三年厚生省農林省令第一号）の全部を次のように改正する。

大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則

（大麻草採取栽培者の免許の申請）

第一条　大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定により大麻草採取栽培者の免許（以下この条、第三条、第四条、第七条及び第八条（第五項を除く。）において単に「免許」という。）を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。

一　免許を受けようとする者が個人であるときは、略歴を記載した書類、住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

二　免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

三　免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該役員の住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

四　免許を受けようとする者（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者であるかないかに関する医師の診断書

五　免許を受けようとする者（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員）が法第五条第二項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

六　栽培地の登記事項証明書

七　栽培地の区域を示す図面

八　栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写しその他の免許を受けようとする者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類

九　免許を受けようとする者が現に法第二条第三項の大麻草栽培者であるときは、当該免許証の写し

十　事業計画書

十一　業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真

十二　免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の写しその他大麻草の栽培に従事する者に対する使用関係を証する書類

十三　免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を記載した書類

（法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者）

第二条　法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により大麻草採取栽培者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。